特定建設作業届出のしおり

交野市 環境部 環境衛生課

1. 届出の概要

交野市内で特定の重機を使用した建設作業(特定建設作業)を伴う工事を行う場合、事前に届出が必要となります。届出にあたっては、以下の点に注意し、届出を行ってください。

2. 届出義務者

建設工事を施工しようとする元請業者に義務があります。 法人の場合は、代表者(代表権を有する者)が届出者となります。

3. 届出の提出期限

特定建設作業開始の7日前までに受付窓口に提出してください。

※土、日、祝休日および年末年始は閉庁していますので日数に余裕をもって提出してください。

(届出の提出期限例)



中7日あけること

4. 特定建設作業の種類

届出が必要な特定建設作業は騒音、振動で異なります。特定建設作業一覧(3ページ)を参照の上、届出を行ってください。

5. 届出書類

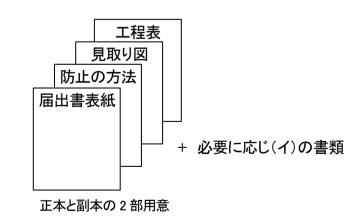
特定建設作業について次の届出書類を作成してください。届出書類は作業の「種類ごと」に必要です。 また、<u>作業を開始した日に終わる作業(1日で終わる作業)については、届出の必要はありません</u>。 届出書の記載方法は記載例(6ページ)を参考にしてください。

1)特定建設作業実施届出書(表紙)

2)添付書類

(ア) 必須書類

- ・騒音・振動の防止方法
- 周辺の状況の見取図(工事現場等を明記)
- 特定建設作業および建設工事の工程表



(イ) 次の条件の場合、必要な書類

- ・夜間、日曜日及びその他の休日に作業を実施する場合 道路使用に関する許可等の書類が必要です。詳しくは基準の適用を受けない特定建設作業 一覧(5ページ)を確認してください。
- ・届出者に代表権が無い場合 委任状が必要です。

6. 提出部数

受付窓口へは、特定建設作業の種類ごとに正本1部、副本1部の計2部を提出してください。 窓口で審査後、問題がなければ受理のうえ副本を返却します。

7. 提出先

交野市 環境部 環境衛生課(環境事業所 交野市私部西3-3-1)へ提出してください。

受付は平日午前8時45分から午後5時15分です。

※土、日、祝休日および年末年始は閉庁しています。日数に余裕をもって提出してください。

8. 周囲への配慮

近年、工事現場周辺住民から建設作業に係る苦情が多く寄せられています。作業実施の際は周辺環境の保全に十分に配慮するようお願いします。

- 1)工事着手前には周辺住民に対して、工事の概要(工事内容、工事期間、公害防止対策など)について説明を十分行ってください。また、低騒音の機械や工法を採用するなどして、周辺の生活環境の保全に努めてください。
- 2)建設作業にかかり、工事現場から出る粉じんの飛散、排水・汚水や悪臭の発生等その他の公害にも注意してください。
- 3)下請業者等、工事関係者にも公害の防止について徹底するようにしてください。
- 4) 周辺住民からの苦情に対して、担当窓口の設置等により迅速な対応に努めてください。

特定建設作業一覧

適用		特定	と 建設作業の種類	備考
	法または府条例	1	くい打機(もんけんを除く)くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	
		2	びょう打機を使用する作業	
		3	さく岩機を使用する作業	注1)
騒		4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	
音		5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混連機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	
関		6	バックホウ(原動機の定格出力が80kW 以上のものに限る。)を使用する作業	
係		7	トラクターショベル(原動機の定格出力が70kW 以上のものに限る。)を使用する作業	注2)
		8	ブルドーザー(原動機の定格出力が40kW 以上のものに限る。)を使用する作業	
	府条例	9	6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20kW を越えるものに限る。)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業	注3)
		10	コンクリートカッターを使用する作業	注1)
		11	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
	法 ま	1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	
振	た	2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
動	は 府	3	舗装版破砕機を使用する作業	
関係	条 例	4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業	注1)
	府条例	5	ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20kW を超えるものに限る。)を使用する作業	

- 注1)作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
- 注2)一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定する もの(国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。)を使用する作業を除く。(この場合は9の条例 での届出を行うことになります。)
- 注3) 令和4年10月1日からアタッチメントをスケルトンバケットに換装したショベル系掘削機を使用する作業については、府条 例の届出対象となります。

(除外規定)

作業を開始した日に終わる作業(1日で終わる作業)については、特定建設作業から除外され届出の必要はありません

規制基準について

特定建設作業を伴う建設工事を施工するときは、法律、府条例に定める規制の基準を遵守してください。

(騒音規制法第15条、振動規制法第15条、条例第94条)

項目	1号区域	2号区域	
基準値*1	騒音 85デシベル 振動 75デシベル	騒音 85デシベル 振動 75デシベル	
作業可能時間	午前7時から午後7時	午前6時から午後10時	
最大作業時間	1日あたり10時間	1日あたり14時間	
最大作業期間	連続6日間	連続6日間	
作業日	日曜その他の休日を除く日	日曜その他の休日を除く日	

^{*1} 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界での値です。

区域区分について

区域区分	該当区域
1号区域	第1,2種低層住居専用地域、第1,2種中高層住居専用地域、第1,2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内
2号区域	工業地域のうち1号区域以外の地域

〇災害、その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合など、作業時間等の適用除外が設けられています。 詳しくは基準の適用を受けない特定建設作業一覧(5ページ)を確認ください。

基準の適用を受けない特定建設作業 一覧

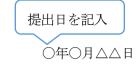
作業の種類	さき	止	業時間の制限	ける作業期間	の休日の作業
					マンドロロノルト本
作業を開始した日に終わる特定建設				の制限	禁止
作業					
災害その他非常の事態の発生により					
緊急に行う必要のある特定建設作業					
人の生命又は身体に対する危険を防					
止するため特に行う必要のある特定					
建設作業					
鉄道又は軌道の正常な運航を確保す					
るために特に行う必要のある特定建					
設作業					
道路法第34条により道路の占用の許					
可条件によって夜間又は休日に行うこ					
ととされた特定建設作業					
道路法第35条の協議において夜間又					
は休日に行うこととされた特定建設作					
業					
道路交通法第77条により道路の許可					
条件によって夜間又は休日に行うこと					
とされた特定建設作業(同法第80条を					
含む)					
電気事業法による変電所の変更工事					
で近隣の電気工作物の機能をていし させないと作業員の生会又は息体の					
させないと作業員の生命又は身体の 安全が確保できないため日曜、休日					
に行う必要のある特定建設作業					

凡例	基準の適用を受けない		基準が適用され
ノンレリクリ	本午の旭川で文いない		卒牛バ四川で1

基準の適用除外に該当する特定建設作業を行おうとするときには、<u>関係機関の許可条件または協議事</u> 項の写しを添付して届出を行ってください。

記載例

特定建設作業実施届出書



交 野 市 長 殿

住所 交野市○○△丁目×番□号

届出者 氏名 〇〇建設株式会社

代表取締役 交野 太郎 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

TEL 000-000-000

該当しない箇所は―― で消す

騒音規制法第14条第1項(第2項)

特定建設作業を実施するので、 振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届出致します。 大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項(第2項)

建設工事の名称	○△□株式会社 本社屋 解体工事		
建設工事の目的にかかる施設又は工作物の種	鉄筋コンクリート造 2階建て		
類	建物面積 200m² 延床面積 400m²		
特定建設作業の種類	ショベル系掘削機械を使用する作業		
特定建設作業に使用される騒音規制法施行分別表第2、振動規制法施行分別表第2、大阪所生活環境の保全等に関する条例施行規則別第20に規定する機械の名称・形式・仕様	$f \mid \bigcirc \bigcirc$ 位象 バックホリー空丸 $\Box \Box \Box \Box \Box \Box$ に格面力 $\mathbf{60 k W}$		
特定建設作業の場所	交野市△△△丁目×番□号		
特定建設作業の実施期間	令和2年2月4日 から 令和2年2月22日		
作業期間の	(19) 日間		
	作業開始作業終了作業日実働時間		
特定建設作業の開始及び終了の時刻	8 時 17 時 日曜・休日を除く 9 時間		
騒音又は振動の防止の方法	別表に記載のとおり		
発注者の氏名または、その名称及び住所ならて に法人にあっては、その代表者の氏名	交野市△△△丁目×番□号 ○△□ 株式会社 代表取締役 ○○ ○○ TEL○○○-○○○□		
届出者現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 ○○ □□ TEL○○-○○○		
下請人が特定建設作業の実施をする場合は、 該下請人の氏名またはその名称及び住所なり びに法人にあっては、その代表者の氏名			
下請人が特定建設作業の実施をする場合は、当該下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 ×× ○○ TEL○○○-□□□-××××		
※受理番号			
※受理年月日	受理印		
※ 審 査 結 果			
※ 備 考			
添付書類 1. 特定建設作業が行われる場所の周辺の見取図 2. 特定建設作業および当該特定建設作業に伴う建設工事の工程表			

- 参考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第20に規定する特定建設作業の種類ごとに提出すること。
 - 2 特定建設作業の実施期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明記すること。
 - 3 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄には、作業の開始時刻及び終了時刻ならびに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
 - 4 ※印の欄には、記入しないこと。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



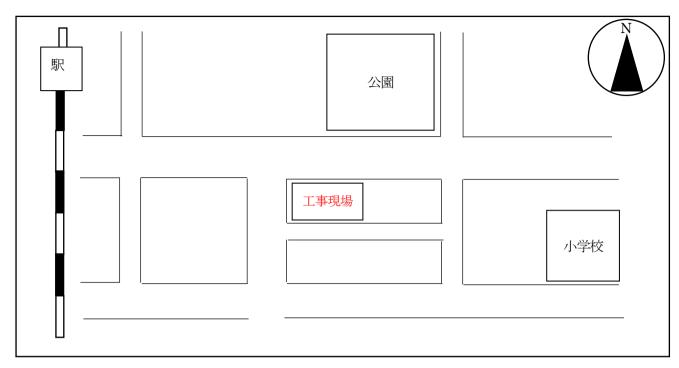
騒 音 又 は 振 動 の 防 止 の 方 法 (ショベル系掘削機械)を使用する作業

該当する事項に○を付けてください

	建		項目	内容
	設	1	使用する建設機械について	1.低騒音・低振動型建設機械 2.標準型建設機械 3.その他()
			海淮刑净乳機械な店用する担 会	1.低公害型の開発普及が十分でない 2.短期間 3.小規模作業 4.敷地大
	機	2	標準型建設機械を使用する場合	5.資金面 6.周辺に民家等なし 7.施主の指示 8.設計段階で決裁済
作	械		その選定理由について	9.その他()
業	•	3	採用する工法について	1.低公害型工法 2.標準型工法 3.その他()
に		4	標準型工法を利用する場合その 選定理由について	1.該当する低公害型工法なし 2.施工上困難 3.短期間 4.敷地大
カュ	工			5.資金面 6.周辺に民家等なし 7.施主の指示 8.設計段階で決裁済
カュ	法			9.その他()
る		(E)	ハ字叶山の景楽について	1.防音塀 2.防音シート 3.防音パネル 4.防音カバー
措	公	5	公害防止の対策について	5.動力源の適正配置 6.作業時間帯の配慮 7.その他()
置	害			1.防音塀 〔 a 現場周辺全部 b 民家側全て c 民家側一部 d 機械周辺〕
	防止	6	対策の範囲について	2.防音シート [a 現場周辺全部 b 民家側全て c 民家側一部 d 機械周辺]
	止対			3.防音パネル〔 a 現場周辺全部 b 民家側全て c 民家側一部 d 機械周辺〕
	策			4.防音カバー〔 a 現場周辺全部 b 民家側全て c 民家側一部 d 機械周辺〕
		7	対策を講じない場合、その理由	1.周辺に民家等なし 2.短期間 3.小規模作業 4.その他()
	管 理 体 制 9	⑧ 公害防止の管理体制について	1.苦情対応責任者 a 専任 (常駐・非常駐〔代行者選任〕)	
			公害防止の管理体制について	b 自主管理責任者兼務 c 所長兼務
工事				2.苦情専用相談窓口 3.ガードマン配置 4.その他()
現		9	現場周辺のパトロールの実施	1.定期的に実施 2.随時実施
場 に		刮 刀		(a 住宅(密集・普通・疎) b 病院
にお	現場			1.有 約30m以内に c 事務所 d 教育施設 e 精密機械工場 2.無
け	辺		有無	有無について
る	の状況)搬出入道路と周辺の状況	主として通過する道路 [1.幹線 2.細街路]
措	況	11)		道路周辺の民家等 [1.密集 2.普通 3.疎]
置	周	<i>(</i> 2)		1.説明会 2.地元役員等折衝 3.各戸説明 4.立看板 5.周知文配布
	知	12	② 周知の方法	6.その他()
	7	13	本作業の今後の予定について	1.3ヶ月以内に終了 2.3ヶ月後も継続
d d	そ の 也	<u>(14)</u>	苦情発生時の処理体制	1.現場責任で対応 2.本社責任で対応 3.その他()
<u> </u>				
本作業の公害防止自主管理責任者			仕し白 子際研事// 孝	氏 名 代行者も選任している場合はその氏名
			別业日土官理具仕名	00 00



現場周辺の見取り図



○見取り図は、住宅地図等をコピーし工事現場が分かるように記載したものでも構いません。

特定建設作業および建設工事の工程表

